

令和5年5月2日

保護者の皆様

稚内市立宗谷小学校

校長 塩原 千夏

新型コロナウイルス感染症対策の今後の対応について

新緑の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また日頃より、本校の教育活動推進にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、標記の件につきまして、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴う措置として、学校保健安全法施行規則の一部を改正し、5月8日から施行されることになったことに伴い、北海道教育委員会から通知がありましたので、お知らせいたします。

つきましては、学校において、今後も感染防止対策を適切に行い、下記の対応を行いますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

また、ご不明な点につきましては、学校までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

記

1 学校における出席停止措置の取扱いに関して

- (1) 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童に対する出席停止の期間は、「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」を基準とします。
- (2) 出席停止の解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童に対してマスクの着用を推奨します。その際、児童の間で感染の有無やマスクの着用の有無によって差別・偏見等がないよう、家庭とも連携しながら適切に指導を行います。

2 濃厚接触者の取扱い

令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行いません。このため、次の場合であっても感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象としません。

- ・同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した児童
- ・新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった児童のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした者

3 出欠の取扱い

次の場合においては、「非常変災等児童生徒等又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」となり、「出席停止」として、欠席とはしません。

- ①保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった児童について、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合
- ②医療的ケアを必要とする児童及び基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童について、主治医の見解を保護者に確認の上、登校すべきでないと判断した場合

4 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合等

発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要であり、無理をして登校させないようにお願いします。ただし、軽微な症状があることをもって、登校を一律に制限しません。

本件に関わり、ご不明な点などありましたら、宗谷小学校 教頭までお問い合わせ下さい。(TEL 77-2010)